

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月18日

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田敏雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤悌

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤悌

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 東関東支店
(千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1)
三井住友建設株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区栄町5番地1)
三井住友建設株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)
三井住友建設株式会社 大阪支店
(大阪市中央区北浜四丁目7番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2025年11月18日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）本臨時株主総会が開催された年月日

2025年11月18日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式について、50,000,000株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2025年12月23日

効力発生日における発行可能株式総数

10株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式の発行可能株式総数を10株に変更することといたします。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第5条（株式の総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものです。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第8条の2（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主はインフロニア・ホールディングス株式会社のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第13条の2（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月23日にその効力が発生するものとします。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,394,668	3,284	0	99.6%	可決
第2号議案	1,394,774	3,265	0	99.6%	可決

（注）上記各議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

以上